

原告第 3 1 準備書面（2025 年 3 月 19 日提出）

抜粋（15 - 21 頁）

## 1 ブランドレジストリーを運用する被告による知的財産権侵害

被告は、「乙 4 6 のブランド一覧において、番号 1 6 の「HARRODS」はブランドレジストリーへの「登録あり」と記載していたが、原告第 2 8 準備書面 1 5 頁の指摘も踏まえ再度調査したところ、ブランドレジストリーに登録されている「HARRODS」ブランドは、英国の百貨店ではなく、化粧品等を製造する Harrods Global Private Health Ltd 社（<http://www.harrodsglobal.com> 参照）のブランドであることが判明したため、乙 4 6 の訂正版を乙 5 9 として提出する。」と主張し（被告準備書面（10）の脚注 1）、乙 5 9 を提出した。そこでは、ブランド ID が 594603 に変更され、「ブランドレジストリーへの登録の有無」については「登録なし」に変更されている。

原告が多く時間とコストをかけ、被告の不法行為を暴いた結果であり、一個人にすぎない原告の照会に対し、真摯に対応して真実を述べてくれたハロッズ社には感謝しかない。

ハロッズ社は 2010 年にカタール政府の SWF（ソブリン・ウェルス・ファンド）に 15 億ポンドで売却された超高級百貨店であり<sup>1</sup>、Harrods のグループ企業（Harrods Estates、Harrods Interior Design、Harrods Aviation）<sup>2</sup>には、インドの小さな地方都市 Ambala

---

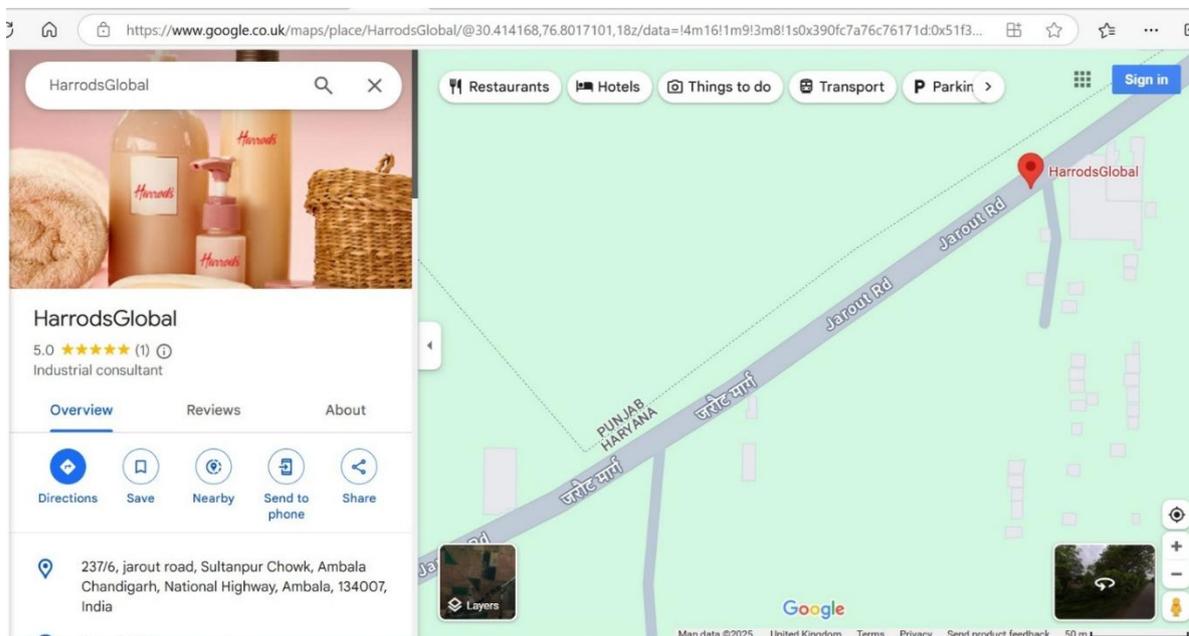
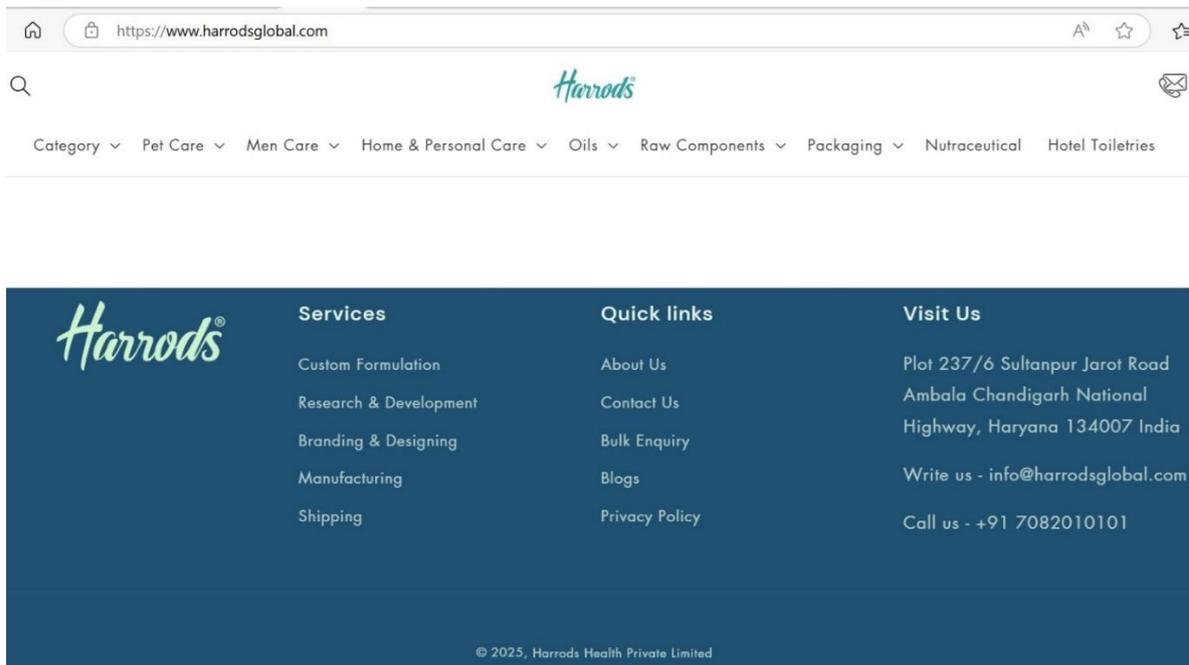
<sup>1</sup> Wikipedia, The Free Encyclopedia, Harrods

(<https://en.wikipedia.org/wiki/Harrods>. 2025 年 3 月 17 日最終閲覧)

<sup>2</sup> Harrods, Harrods Group (<https://www.harrods.com/en-gb/c/harrods-group>. 2025 年 3 月 17 日最終閲覧)

(人口 207,934 人－2011 年調査)<sup>3</sup>に拠点を置く Harrods Global Private Health Ltd.なるものが存在しない。【資料 2】

【資料 2】



<sup>3</sup> Wikipedia, The Free Encyclopedia, Ambala  
(<https://en.wikipedia.org/wiki/Ambala>. 2025 年 3 月 17 日最終閲覧)

原告が Harrods Global Private Health Ltd. について調査したところ、インド商業登記簿の閲覧から 2019 年 5 月 2 日に設立された会社として存在するが<sup>4</sup>、同社がサイト上で使用する「Harrods」のロゴに商標登録済みであることを示す®マークを入れた商標に関し、原告調査において英国<sup>5</sup>にも日本<sup>6</sup>にも同社による「HARRODS」あるいは「Harrods」の商標登録が存在しないことが判明した。

被告は、出品者が被告に利益をもたらす被告お墨付きの IP アクセラレーター提携事務所を使えば商標登録出願中でもブランドレジストリーが可能であるとしていることから、商標登録のない Harrods Global Private Health Ltd. のブランドレジストリーを認めたものである。そのため、本件ストアにおいて真の商標権者がブランドレジストリーを試みると既に登録済みであると却下され、ブランドレジストリー出品者から許可を貰えと主張するが、その当該ブランドレジストリー出品者を開示しないため連絡すらできないという深刻な問題が生じている（原告第 20 準備書面の 20 - 24 頁）。商標出願が却下されるようなブランド名でも、本件ストアにおいて登録がなされていなければ認めている事実から（原告第 22 準備書面 5 - 11 頁）、ラクジュアリーブランド「HARRODS」のブランドレジストリーを、商標登録申請履歴すらない第三者に認めていたことになる。つまり、被告は「商標権者とは無関係の

---

<sup>4</sup> Ministry of Corporate Affairs, Government of India, 'HARRODS HEALTH PRIVATE LIMITED' (<https://www.mca.gov.in/content/mca/global/en/mca/fo-llp-services/company-llp-name-search.html>. 2025 年 3 月 17 日最終閲覧)

<sup>5</sup> GOV.UK Intellectual Property Office, 'HARRODS' and 'Harrods' (<https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-tmtext/page/Results>. 2025 年 3 月 17 日最終閲覧)

<sup>6</sup> 特許情報プラットフォーム J-PlatPat, 'HARRODS' 及び 'Harrods' (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/s0100> 2025 年 3 月 16 日最終閲覧)

第三者が他人の商標を登録して使用できるようなシステム」(被告準備書面(10)の8頁)を運用しているといえる。

ブランドレジストリーが認められれば、本件ストアでは全区分に跨り有効となるため、Harrods Global Private Health Ltd.は化粧品製造会社であるが、真の商標権者であるハロッズ社が販売する人気のバッグやぬいぐるみなども販売可能となる。また、本件ストア内でブランドオーナーが許諾していることを証明する認可証またはライセンス契約書を与えれば、その登録ブランドを販売できるとすることから、ブランド(ここではHarrods Global Private Health Ltd.のことを指す)からの許可があるとして真の商標権者であるハロッズ社の偽ブランドも販売可能となる。

被告はブランドレジストリー出品者に「権利侵害申告を簡易・迅速に行うための専用のオンラインフォーム」を提供し(被告準備書面(10)8頁)、「相乗りされてもブランドレジストリーの管理画面から対処できるのでお試しあれ。偽物として処断(原文ママ)」(甲149)など、簡単に「偽造品」として排除できる私法行使の権利を与え、侵害したとされる出品者に対し、早ければ1時間以内にアカウント停止などのペナルティーが課されるツールを提供(甲161の5頁「6. 使いやすい侵害通報ツール」)。価格競争を阻害し、自由競争基盤を侵害した(原告第12準備書面33-34頁)。

ブランドレジストリーには商標登録されたブランドを守るという大義名分はなく、本件ストアでIPアクセラレーターを活用し、先行登録したブランドレジストリー出品者の独占販売を認める販売ツールに過ぎない。

このような第三者によるブランドレジストリーについて、別表1番

号11の「Miffy」（日本語の商標登録は「ミッフィー」）の商標権者である Mercis BV もアマゾンでの登録については認識しておらず、登録できるように連絡しても良いと言ってくれており（原告第28準備書面17頁）、Miffyのブランドオーナーであるとするブランドレジストリー出品者も無関係な第三者による登録であることは明らかである。

なお、原告が本書面を提出する当日にセラーフォーラムをチェックしていたところ、1) 商標登録は審査中でまだ取得完了していないにもかかわらず、2) 屋号と顔写真を入れて印刷したパッケージで「ブランド登録した」出品者が、3) メイン画像の商品（他ブランド）を販売したい業者が相乗りしたため、4) 知的財産侵害フォームから相乗り業者を違反報告（「①相乗り業者の商品はサブ画像と違うパッケージの可能性が高いので、偽造品です」）との運用を行っている【資料3】。このケースの場合、おそらくメイン画像の商品は中国ブランドと想像するが、原告の競合「XXXXXXXXXX」同様、オリジナルパッケージでブランド商品をノーブランド品としてカタログ独占販売していた、同様のブランドレジストリーが可能となっていることを付言する。

【資料3】 2025年3月19日 セラーフォーラム



Seller\_ra9Je6Zde7q6S  
42 minutes ago



## 商標申請期間中の「相乗り業者対策」について、皆様のお知恵をお貸しください

お世話になります。

現在、当社はAmazonに商品を出品を開始した新規出品者です。

- ・商品はブランド登録済み
- ・商標登録は審査中、まだ取得完了していない

そのような中で、中国の相乗り業者が発生しました。

下記対応を取りましたが、まだ解決しておりません。

- ・知的財産侵害フォームから相乗り業者を違反報告→Amazonは非対応（理由は商標取得が完了していないため）
- ・相乗り業者に連絡を取るも当然無視
- ・サブ画像にパッケージ写真（私の顔写真有り）を掲載し、下記3つの理由で再度Amazonに違反報告するもAmazonの返答はなし

「①相乗り業者の商品はサブ画像と違うパッケージの可能性が高いので、偽造品です」「②相乗り業者がサブ画像通りのパッケージなら、当社パッケージの著作権侵害であり、③私の顔写真を勝手に使用しているので肖像権侵害です」

そこで、商標申請中に相乗りされた際に、皆様が講じられている対策をご教示いただけますと幸いです。

商品ページを見て楽しみに購入してくださったお客様に、偽造品をつかませるなんて絶対したくないです。非常に申し訳なく思います。

お客様への被害を増やさないためにも早急に相乗り業者を排除したいと思っています。

お客様のために、皆様のお知恵をお貸しいただけますと幸いです。

何卒よろしく願いいたします。